

# 初診時の特別料金変更のお知らせ

当院を受診される初診の患者さんを対象とした他の保険医療機関等からの紹介状を持参せずに当院を受診された場合の特別料金(紹介外初診時負担額)が変更となりましたのでお知らせします。



なぜ紹介外初診時負担額を負担しなければいけないのですか

地域の医院・診療所との機能分担と連携を図りながら、地域の人々の医療を支えていく、「地域医療連携」をより一層推進していくため、健康保険法に基づく規則の改正により、平成28年4月1日から導入されたものです。

当院のような病床数が200床以上の地域医療支援病院は、他の保険医療機関等からの紹介状を持参せずに当院を受診された初診患者さんを対象として医療費一部負担金のほかに、特別料金(紹介外初診時負担額)の徴収が義務づけられました。



変更後の料金を教えてください

【医科】5,500円（消費税込み）

【歯科】3,300円（消費税込み）



初診時は全員が負担するのですか

紹介状を持参せずに当院を初めて受診した場合は紹介外初診時負担額をご負担いただきます。

なお、『初めて受診した場合』とは、次の場合を含みます。

- ① 以前に当院を受診され、傷病が治癒もしくは終了し、その後新たに発生した傷病のために当院を受診した場合
- ② 医学的所見により継続治療を必要とするが、自己の判断で治療を中止した後に当院を受診した場合

次に該当する場合は紹介外初診時負担額の負担はありません。

- ① 他の保険医療機関等からの紹介状を持参した場合
- ② ただちに入院や手術等を要する場合
- ③ 緊急やむを得ず、診療時間外、休日、深夜に来院した場合
- ④ 公費負担医療制度の受給対象者の場合